

平成 27 年 3 月 12 日

平成 27 年 4 月 1 日から「**練馬区設計等委託成績評定**」を実施します。

練馬区では、平成 27 年 2 月 17 日に「練馬区設計等委託成績評定要綱」を制定しました。平成 27 年 4 月 1 日以降に契約する設計等委託業務について適用することとします。

この要綱は、練馬区が発注する設計等委託業務の成績評定について必要な事項を定め、監督員および検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、受託者の適正な選定等に資することを目的としています。

[要綱の概要]

1 成績評定対象業務

1 件の契約金額が 100 万円を超える設計等委託業務で、業務はつぎのように区分しています。

- (1) 土木工事に係る設計、測量および地質調査
- (2) 建築および設備工事に係る設計
- (3) 工事監理等業務

2 評定結果の通知について

設計等委託業務完了後、当該業務の受託者の方へ設計等業務委託成績評定通知書により評定の結果を通知します。受託者は、評定結果の通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に工事主管課長に対して評定の内容について説明を求めることができます。

なお、説明に不服な場合は、苦情申立てをすることができます。

3 成績評定が不良の場合の措置

成績評定の結果が、別途定める基準値に達しない場合は、一定期間の指名停止等の措置が課せられることとなります。

要綱本文につきましては、練馬区公式ホームページにてご覧いただけます。

<http://www.city.nerima.tokyo.jp/kusei/keiyaku/institution/index.html>

[トップページ 区政情報 契約・入札情報 法律と制度]

(建築・設備設計等に関する事) 総務部施設管理課技術管理係 03-5984-1392

(土木設計・測量等に関する事) 土木部計画課技術情報係 03-5984-2304